

# 秋田県公報

目次 ページ

告示

- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(一四八・水産漁港課).....1
- 保安林の指定の解除(一四九・森林整備課).....2
- 大規模小売店舗の新設に関する届出(一五〇、一五一・商工業振興課).....3
- 公共測量終了の通知(一五二・建設管理課).....4
- 土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分(一五三・都市計画課).....5

告示

- 道路区域の変更(一五四・道路環境課).....5
- 道路区域の変更及び供用開始(一五五～一五八・道路環境課).....5
- 道路の供用開始(一五九、一六〇・道路環境課).....7
- 証紙売りさばきの廃止の届出(一六一・会計課).....7
- 公告
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定(総合防災課).....7
- 土地改良区の役員の変更の届出(北秋田地域振興局農林部).....8
- 県営土地改良事業計画の決定(平鹿地域振興局農林部).....9

秋田県告示第四百四十八号  
 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調査を縦覧に供する。  
 平成十七年二月二十二日  
 秋田県知事 寺田典城

届出	加入区	事項	縦覧期間	縦覧場所
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	指定漁船調査の縦覧の期間及び場所	縦覧場所
山本郡八森町字右館八番地 千葉好美	八森町	秋田県漁業協同組合	平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで	山本郡八森町字横間百五十六番地崎
山本郡八森町字滝の間二百五十三番地二 藤田博英				秋田県漁業協同組合北部総括支所
能代市能代町字日和山下二十二番地 大原文雄	能代市	秋田県漁業協同組合	平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで	能代市能代町字日和山下十三番地
能代市浅内字浅内八十六番地 保坂高道		能代市浅内漁業協同組合		秋田県漁業協同組合能代支所
男鹿市北浦入道崎字家の上三百二十五番地	畠	秋田県漁業協同組合	平成十七年二月二十二日から同	能代市浅内字浅内八十三番地 能代市浅内漁業協同組合

森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
郡 市	町 村 (大 字)	字	台 帳 (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)		
秋田市	浜田	滝ノ浦	二二	〇・〇〇二一	〇・〇〇二一	〇・〇〇二一	飛砂の防備	指定理由の消滅
"	"	石山下	五三	〇・〇〇五三	〇・〇〇五三	〇・〇〇五三	風害の防備	
"	"	西出小屋	三三	〇・〇〇三三	〇・〇〇三三	〇・〇〇三三	"	
"	"		一一	〇・〇一一一	〇・〇一一一	〇・〇一一一	"	

秋田県告示第百四十九号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、  
 次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

由利郡象潟町一丁目塩越二十九番地三 由利郡象潟町字小砂川中磯七十二番地 加藤長悦	佐々木 増春	象潟町	秋田県漁業協同組合	平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで	由利郡象潟町字入湖ノ潤十九番地三 秋田県漁業協同組合象潟支所	鎌田幸博 加藤金良	男鹿市北浦西黒沢字中山二番地一号	秋田県漁業協同組合畠支所
由利郡金浦町飛字飛ヶ崎二番地 柳田章	佐々木 鉄也	金浦町	秋田県漁業協同組合	平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで	由利郡金浦町金浦字塩焚浜番外地 秋田県漁業協同組合南部総括支所	伊藤重之 佐藤直助	由利郡仁賀保町三森字浜田百九十三番地 由利郡仁賀保町平沢字前谷地百十六番地四十	秋田県漁業協同組合平沢支所
由利郡仁賀保町三森字浜田百九十三番地 伊藤重之		仁賀保町	秋田県漁業協同組合	平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで	由利郡仁賀保町平沢字上町四十二番地 秋田県漁業協同組合平沢支所			
由利郡北浦西黒沢字中山二番地一号 鎌田幸博 加藤金良				年三月八日まで				

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

" "	" "	" "	一〇八の九	一七	〇・〇〇二七	〇・〇〇二七	〇・〇〇二七	" "
" "	" "	" "	一〇八の一〇	一四	〇・〇〇二四	〇・〇〇二四	〇・〇〇二四	" "

秋田県告示第百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦  
大館市清水四丁目四番十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとく樹海ショッピングセンター  
大館市字大田面十一番外
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦  
大館市清水四丁目四番十五号  
ホームック株式会社 代表取締役 前 田 勝 敏  
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号  
株式会社アベイル 代表取締役 島 村 治 伸  
埼玉県さいたま市北区宮原二丁目十九番四号  
株式会社しまむら 代表取締役 藤 原 秀次郎  
埼玉県さいたま市北区宮原二丁目十九番四号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢 野 博 丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号  
大規模小売店舗の新設をする日  
平成十七年十月十一日
- (四)

(五) 店舗面積の合計

一万七百五十八・九五平方メートル

(六) 駐車場の収容台数  
九百九台

(七) 駐輪場の収容台数  
三百九台

(八) 荷さばき施設の面積  
七百七十四・五平方メートル

(九) 廃棄物等の保管施設の容量  
九十六・〇立方メートル

(十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社伊徳  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時  
ホームック株式会社  
開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後九時

株式会社アベイル、株式会社しまむら、株式会社大創産業  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前七時から午後十一時十五分まで

(十一) 駐車場の自動車の出入口の数  
四か所

(十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

(十三) 届出年月日  
平成十七年二月十日

(十四) 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
大館市役所 商工課

(十五)

(十六)

(十七)

(十八)

(十九)

- (二) 縦覧期間  
平成十七年二月二十二日から同年六月二十二日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見書を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由

秋田県告示第百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオン株式会社 代表執行役 岡田元也  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)イオン大館ショッピングセンター  
大館市字大田面二百四十六外
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所  
イオン株式会社 代表執行役 岡田元也  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十七年十月十五日
- (五) 店舗面積の合計  
一万五千九百五平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数  
千二百八十八台
- (七) 駐輪場の収容台数

- (八) 四百四十二台
- (九) 荷さばき施設の面積  
二千三百四十七平方メートル
- (十) 廃棄物等の保管施設の容量  
九十七・四七立方メートル
- (十一) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イオン株式会社
- (十二) 開店時刻 午前零時 閉店時刻 翌午前零時(二十四時間営業)
- (十三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前零時から翌午前零時まで(二十四時間)
- (十四) 駐車場の自動車の出入口の数  
五か所
- (十五) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前零時から翌午前零時まで(二十四時間)
- (十六) 二 届出年月日  
平成十七年二月十四日
- (十七) 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
大館市役所 商工課
- (十八) (一) 縦覧期間  
平成十七年二月二十二日から同年六月二十二日まで
- (十九) (二) 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- (二十) (三) 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見書を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由

秋田県告示第百五十二号

平成十六年秋田県告示第九十九号の公共測量について、平成十七年一月三十一日終了した旨能代市長から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十二条第三項の規定により、田沢湖町駅前東土地区画整理事業施行者田沢湖町長佐藤清雄から土地区画整理事業施行地区内の土地について平成十七年二月九日換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	旧新別	路					
新	旧	百一	百一	南秋田郡天王町天王字持谷地一番一地从先から秋田市金足大清水字堤下二〇番一地从先まで	A	四・〇〇〇	四二・〇〇〇
新	旧	百一	百一	南秋田郡天王町天王字棒沼台二七三番二四地先から秋田市金足岩瀬字小川瀬三一一番一地从先まで	B	二二・〇〇〇	一七九・〇〇〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年二月二十二日から同年三月七日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百五十五号

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	旧新別	路					
新	旧	三三四四十二	三三四四十二	雄勝郡東成瀬村樺川字仁郷山四一番地内	"	二九・五〇〇	五五・五〇〇

- 二 供用開始の期日 平成十七年二月二十二日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十七年二月二十二日から同年三月七日まで

秋田県告示第百五十六号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十七年二月二十二日  
秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	新	旧	三百四十二号	雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷山四三番地内	間	一九・四〇〇～三〇・〇〇〇	〇・一四一
	新	旧	三百四十二号	"	間	一九・八〇〇～四六・〇〇〇	〇・一四一

- 二 供用開始の期日 平成十七年二月二十二日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十七年二月二十二日から同年三月七日まで

秋田県告示第百五十七号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十七年二月二十二日  
秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	新	旧	三百四十二号	雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷山四三番地内	間	二〇・三〇〇～三〇・〇〇〇	〇・〇六一
	新	旧	三百四十二号	"	間	二四・五〇〇～三九・〇〇〇	〇・〇六一

- 二 供用開始の期日 平成十七年二月二十二日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十七年二月二十二日から同年三月七日まで

秋田県告示第百五十八号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十七年二月二十二日  
秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百四十二号		一七・四〇〇～三二・〇〇〇	〇・〇四四
			三百四十二号		一七・四〇〇～三二・〇〇〇	〇・〇四四
				雄勝郡東成瀬村樺川字仁郷山四四番地内		

二 供用開始の期日 平成十七年二月二十二日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年二月二十二日から同年三月七日まで

秋田県告示第百五十九号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年二月二十二日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	比内大葛鹿角線		北秋田郡比内町大葛字ニタ又三二番三地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年二月二十二日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年二月二十二日から同年三月七日まで

秋田県告示第百六十号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	比内大葛鹿角線		北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先内

二 供用開始の期日 平成十七年二月二十二日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年二月二十二日から同年三月七日まで

秋田県告示第百六十一号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、  
 証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城  
 売りさばきを廃止した者の事務所の所在地及び名称  
 雄勝町横堀字下柴田三十九番地 雄勝町長

公 告

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第二条第二項の規定により、次のとおり指定地方公共機関を指定したので、  
 公告する。

平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

名称	事務所の所在地	指定年月日
株式会社秋田放送	秋田市山王七丁目九番四十二号	平成十七年二月十六日
秋田テレビ株式会社	秋田市八橋本町三丁目二番十四号	
秋田朝日放送株式会社	秋田市川尻町字大川反二百三十三番地二百九	
株式会社エフエム秋田	秋田市八橋本町三丁目七番十号	
秋田中央交通株式会社	秋田市川元山下町六番十二号	
秋北バス株式会社	大館市御成町一丁目十一番二十五号	
羽後交通株式会社	横手市前郷二番町四番十号	
由利高原鉄道株式会社	由利郡矢島町七日町字羽坂二十一番地一	
秋田内陸縦貫鉄道株式会社	北秋田郡阿仁町銀山字下新町百十九番地の四	
秋田臨海鉄道株式会社	秋田市土崎港西一丁目十二番六号	
社団法人秋田県トラック協会	秋田市寺内蛭根一丁目十五番二十号	
東部瓦斯株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町七番	

湖東瓦斯株式会社	南秋田郡昭和町豊川龍毛字下齋藤田六十四番地	一号
のしろエネルギーサービス株式会社	能代市万町十一番二十一号	
社団法人秋田県エルピーガス協会	秋田市山王三丁目一番七号	
社団法人秋田県医師会	秋田市千秋久保田町六番六号	
秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田市八橋南二丁目十番十六号	
財団法人秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町六番十七号	
社団法人秋田県看護協会	秋田市千秋久保田町六番六号	
社団法人秋田県薬剤師会	秋田市千秋久保田町六番六号	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、合川町土地改良区から次のとおり役員（の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。）

平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城



退任理事の住所及び氏名  
北秋田郡合川町三木田字三木田八十四

三 浦 勝 彦

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、平鹿町醍醐字明沢百十四番地一佐藤秀一ほか十七名から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（明沢沼地区ため池等整備事業）計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年二月二十二日から同年三月二十二日まで
- 三 縦覧場所 平鹿郡平鹿町役場

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄